

## 雨水貯留施設における修繕等対応取扱い要領

(目的)

第1 この要領は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱（令和3年4月1日施行）の規定に基づく雨水貯留施設の修繕及び販売・設置に関して、市民より問い合わせがあった場合、対応可能な業者（店舗）を案内する手法を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 本要領は、次の各号のいずれかに該当するものに適用できるものとする。

- (1) 雨水貯留施設の修繕に関する問い合わせ
- (2) 雨水貯留施設の販売に関する問い合わせ
- (3) 雨水貯留施設の設置に関する問い合わせ
- (4) その他必要と判断される場合

(業者（店舗）登録)

第3 次の各号により、対応可能な業者（店舗）登録を行う。

- (1) 業者・店舗等から登録希望者を「雨水貯留施設における修繕等対応業者（店舗）の募集について（別紙1）」により公募し、長野市は一覧表を作成する。ただし、応募資格がなくなった場合は一覧表より削除する。
- (2) 応募資格は次のとおりとする。
  - ア 雨水貯留施設の修繕及び販売・設置のいずれかを実施する能力を有するもの
  - イ アの業者（店舗）のうち、長野市内に本社（本店）があるもの  
ただし、長野市外に本社（本店）があるものについては、長野市内に支店または営業所等が所在しているもの。
  - ウ 長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないもの。

(登録業者（店舗）の取消)

第4 次の各号に該当する場合は業者（店舗）登録の取消となり、一覧表から削除する。

- (1) 長野市内に本社（本店）、支店及び営業所等のいずれもがなくなった場合
- (2) 業者（店舗）の自己都合により辞退する場合
- (3) 市が不相当と認めた場合

(業者（店舗）の案内)

第5 市民から問い合わせがあった場合、市は一覧表を提示する。

ただし、業者や店舗を選定するのは問い合わせ者とし、市は選定を行わない。

2 業者（店舗）は、自己の都合で問い合わせの対応を辞退することができる。

（辞退することをもって不利益を受けることはない。）

3 業者（店舗）の一覧表は長野市のホームページにより公表するものとする。

(免責事項)

第6 登録業者（店舗）と問い合わせ者（市民）のどちらかにいかなる損害があった場合にも市は一切の責任を負わないものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年1月21日から施行する。